令和5年度建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について

1 改善項目

【最低制限価格制度】

安全対策を徹底し工事の品質確保を図るため、最低制限価格(N)を見直 し、その算定式を次のとおり公表します。

	現 行	見直し後
算定式	N=直接工事費×0.95	N=直接工事費× <u>0.97</u>
	+共通仮設費×0.9	+共通仮設費×0.9
	+現場管理費×0.9	+現場管理費×0.9
	+一般管理費×0.55	+一般管理費× <u>0.68</u>
	※特殊な工事等を除く	※特殊な工事等を除く
設定	予定価格の 10 分の 7.0	予定価格の 10 分の <u>7. 5</u>
範囲	から 10 分の 9.0 の範囲	から 10 分の <u>9. 2</u> の範囲

2 実施時期

令和5年4月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争入札 から実施します。

令和5年度建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について

1 改善項目

【入札に係る最低制限価格の事後公表について】

公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、最低制限価格を入札後に 公表します。

2 最低制限価格の公表時期

入札から1週間後に公表

3 実施時期

令和5年4月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争 入札から実施します。

令和5年度建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について

1 改善項目

【入札見積期間(公示日から入札執行日)の延長】

入札における見積期間(告示日から入札執行日)について、適切な見 積・積算期間を確保するため、期間を延長します。

	見積期間		
予定価格	現行	見直し後	
500 万円未満※1	7 日	14 日	
500 万円以上	7 日	14 日	
1,000 万円未満	<i>l</i> H		
1,000 万円以上	14 日	14 日	
5,000 万円未満			
5,000 万円以上	14 日	21 日	

※1 積算にあたり他者からの見積を要しない工事については、 見積期間を7日に短縮することがある。

2 実施時期

令和5年4月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争 入札から実施します。

建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組の終了等について

1 終了する理由

平成22年8月及び平成23年8月から当面の間として実施してきた緊急 経済・雇用対策措置については、経済状況の回復等により、令和元年度末で の終了について検討していました。しかしながら、令和元年度末からの新型 コロナウイルスの感染拡大により、景気の先行きが不透明になったため、同 措置について延長することにしました。

このたび、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、 経済活動が活発になることが見込まれることから、同措置は終了します。

2 終了する緊急経済・雇用対策措置

- (1) 市内企業の受注機会の一層の拡大を図るために、市発注建設工事の指名 競争入札において、市内に本店を置く企業のみを指名すること。(実施時期: 平成22年8月1日)
- (2) 建築工事における指名競争入札を実施する基準額について、1億5千万円未満から5億円未満へ引き上げること。(実施時期:平成23年8月1日)
- 3 終了時期 令和5年3月31日

4 今後の取組

建設工事における指名競争入札を実施する基準額1億5千万円未満については、今後、県内の他自治体の状況を踏まえながら、引き下げを進めていきます。